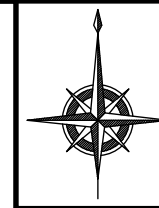


地区計画 地区整備計画図2/3

建築物等に関する事項

S=1 : 2500 (A3)



建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(る)項に掲げるもの (2) 建築基準法別表第2(わ)項に掲げるもの(当該地区内にて事業を営む企業の就業者の用に供する共同住宅若しくは寄宿舎又は店舗等に供する床面積の合計が150㎡以内かつ当該地区内の工場で製造、加工、又は貯蔵する製品を主に販売するものを除く。) (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 保育所(当該地区内にて事業を営む企業の就業者の用に供する保育所を除く。) (6) 公衆浴場 (7) 診療所(当該地区内にて事業を営む企業の就業者の用に供する診療所を除く。) (8) カラオケボックスその他これに類するもの (9) 畜舎 (10) 自動車教習場 (11) 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物 (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第13号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物
建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡ ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次に該当する場合は、この限りでない。 (1) 当該地区内の工場で製造、加工、又は貯蔵する製品を主に販売する店舗等に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの (2) 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの
建築物等の高さの最高限度	25.0m
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物及び工作物の色彩は、田園風景と調和し落ち着いた色調とする。 (1) 建築物の外壁等及び屋根の色彩は、埼玉県景観条例に沿ったものとする。 (2) 戸外から望みされる高架水槽及び工作物は、周辺の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法、色彩等に配慮したものとする。 (3) 屋外広告物は、埼玉県屋外広告物条例に沿って、周囲の環境・景観と調和したものとする。

凡 例	
地区計画区域、地区整備計画区域	

